

平成25年4月12日

入札に参加する事業者の皆様へ

兵庫県 太子町

最低制限価格の事後公表化について

本町においては、入札の透明化が図れるとの考えで、競争入札における最低制限価格について、入札前の事前公表を行ってきました。しかし、事業者皆様の見積り努力を損なうことやくじによる偶然の受注が増加することにより経営面・技術面等で努力するインセンティブが低下するなど、事前公表の弊害が指摘されていたことを踏まえ、本年4月以降の入札通知分から最低制限価格を事前公表から事後公表に移行することとしました。

一方で、本町の過去の収賄事件や県内の他の自治体における入札妨害事件の発生にも鑑み、今回「太子町不当要求防止対策実施要綱」に基づく「太子町公共工事等発注者倫理規程」の制定を行い、関係法令の遵守はもとより、町民の疑惑を招くような行為は現に慎むことを改めて徹底していくよう努めているところです。

つきましては、本町の取り組みについて、関係する事業者皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

また、最低制限価格の算定基準は、すでにホームページで公表していますので、見積りに際し参考としてください。